

○岡山市近水園条例施行規則

昭和46年4月24日

市教育委員会規則第18号

改正 平成3年3月28日市教育委員会規則第7号

平成4年3月24日市教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市近水園条例（昭和46年市条例第86号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(管理人)

第2条 岡山市近水園、吟風閣及びその他の附属建物（以下「近水園」という。）に管理人を置くことができる。

(管理人の任務)

第3条 管理人は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の命により、近水園の維持管理に必要な任務に従事する。

(休所日)

第4条 吟風閣の休所日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下単に「休日」という。）に当たるときは火曜日及び水曜日

(2) 休日の翌日。ただし、その日が日曜日に当たるときは火曜日

(3) 5月6日から5月8日まで。ただし、5月6日が日曜日又は月曜日に当たるときは5月7日から5月10日まで、5月6日が木曜日に当たるときは5月6日から5月8日まで、5月10日及び5月11日、5月6日が金曜日に当たるときは5月6日、5月7日、5月9日及び5月10日、5月6日が土曜日に当たるときは5月6日及び5月8日から5月10日まで

(4) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(5) 教育委員会が必要であると認める日

(使用手続)

第5条 近水園を使用しようとする者は、近水園使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は前項の許可をしたときは、近水園使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

（使用料の納付）

第6条 前条の規定により使用の許可を受けた者が吟風閣を使用するときは、許可と同時に条例の別表に定める使用料を納付しなければならない。

第7条 この規則に定めるもののほか、近水園の管理について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則（平成3年市教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年市教育委員会規則第6号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

岡山市近水園使用許可申請書

年 月 日

岡山市教育委員会様

使用責任者 住 所
氏 名

下記のとおり岡山市近水園を使用したいので、申請します。
なお、使用については、岡山市近水園条例の規定を守ります。

記

使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日 午前 時 分まで 午後 時 分まで
使 用 内 容	1階 8畳 間 電気使用の有無
使 用 団 体 名	責任者 連絡方法
使 用 人 数	
そ の 他	

様式第2号(第5条関係)

岡山市近水園使用許可書

年 月 日

申請者 様

岡山市教育委員会

年 月 日付けで申請のあつた岡山市近水園の使用については、次のとおり許可する。

記

使用日時	年 月 日 午前 時 分から 年 月 日 午後 時 分まで
使用目的	
使用内容	
使用料	円
使用許可の条件	

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）